

建設業タイムズ

発行：ヤマダ総合公認会計士事務所 建設業事業部

連絡先：TEL 03-3694-6091 FAX 03-3691-6680

【工事収益の認識について、今日この頃・・・】

日本では、早ければ2015年3月期決算から世界的に採用されている国際会計基準（IFRS）が上場企業において強制適用される見通しです。

IFRSの強制適用により建設業界において大きく影響するものの一つとして、収益認識の会計基準があります。

日本では『工事契約に関する会計基準』により、工事契約に関しての収益認識は、工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性（※1）が認められる場合には工事進行基準（※2）を適用し、この要件を満たさない場合には工事完成基準（※3）を適用するとされています。

この工事進行基準がIFRSでも適用されるかが、現在、日本の会計基準とIFRSを共通化させる議論の中でも議題の一つとされ、話題となっています。

ところで、中小企業の方々は、工事契約の収益認識はどの基準で行っていますか？

『中小企業の会計に関する指針』では、中小企業も上記の会計基準により工事進行基準によることが望ましいとされていますが、強制適用ではないために、ほとんどの中小企業では工事完成基準による収益認識が一般的であることと思います。

しかし、中小企業においても工事進行基準が強制適用される場合があります。それは、税法上の長期大規模工事（※4）に該当する場合の工事です。

会計上は、成果の確実性が認められないために工事進行基準が適用できない場合でも、税法上の長期大規模工事に該当する場合には、税金の計算上で工事進行基準が強制適用されることとなります。

工事契約の収益認識には会計上と税法上に違いがありますのでご注意ください。

- ※1 成果の確実性・・・工事収益総額、工事原価総額、決算日における工事進捗度を信頼性をもって見積もることができること
- ※2 工事進行基準・・・工事の進捗度に応じて工事収益を認識する方法
- ※3 工事完成基準・・・工事が完成し、目的物の引渡しを行った時点で工事収益を認識する方法
- ※4 長期大規模工事・・・工期が1年以上、かつ、請負金額が10億円以上の工事